

モノづくり支援室への建築協議について

1. 協議が必要な場合とは

工業地域・準工業地域で住宅（マンション・アパートを含む）を建築するとき
(その他の用途地域での建築や、倉庫・工場・店舗等の建築は不要)

2. 背景・手続について

上記地域での製造業の集積を維持するとともに、住宅と製造業との共生を実現するため、
住工共生のまちづくり条例により以下の手続を建築主の方へお願いしております

① 建築計画を周知するため、計画地には標識を設置ください

（標識の内容：所在地、建築主又は請負人の氏名・連絡先、住宅の種別・階数、工事予定期間）

② 住宅について、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講ずるよう努めてください（努力義務）

③ 【該当する場合のみ】

ア) 計画地の隣接する（半径 15m）範囲に製造業がある場合

⇒ 上記標識の内容についてご説明ください

イ) 高井田地域（高井田西 1～6 丁目、高井田本通 1～7 丁目、高井田中 1～5 丁目、高井田、新喜多 1 丁目）での建築の場合

⇒ 高井田まちづくり協議会へ上記標識の内容をメールしてください

（cpapk505@hct.zaq.ne.jp ※高井田まちづくり協議会から返信がなければ説明終了です）

④ 協議書と報告書をモノづくり支援室へご提出ください

（市役所 14 階への持参 または メール monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp ）

※ 1 添付書類

協議書：位置図、平面図、立面図、配置図

報告書：設置した標識の写真、周囲の製造業への説明結果

※ 2 協議書の提出時点で裏書きいたします（報告書はおって着工までにご提出ください）

※ 3 協議書・報告書は以下の URL からダウンロードできます

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000011654.html>

